

医療メモ			本庄市児玉郡医師会広報部
意外かもしれませんが、こどもの身長が急に伸びるというのは注意が必要です。お子さんの身長が伸びるというのはとてもうれしいことなので、それを理由に受診することは比較的少なく、受診が遅くなりがちです。しかし、急激に身長が伸びた後で、最終的に低身長となる場合があるので、注意が必要です。 では、なぜそのようなことが起こるのでしょうか。それを理解するために、まず「成長曲線」というものを見ていきましょう。成長曲線というのは、こどもの身長の記録を取り、グラフにしたものです。ヒトの成長曲線を初めて作成したのは、de Montbeillard（1720 – 1785）といわれています。彼の遺した成長曲線は現在、私たちが見るものと同様、乳児期から二次性徴期まで一様でない成長率の変化が描かれています。 成長曲線は主に3つの時期に区分されます。①乳児期から幼児期早期にあたる infancy（I 期）、②幼児期から学童期にあたる childhood（C 期）、③二次性徴期の puberty（P 期）で、成長曲線上これらの3つの時期は明瞭に区別でき、それぞれの頭文字をとって I C P モデルと呼んでいます。それぞれの時期について説明します。 まず① I 期の乳児期から幼児期早期では、胎生期、つまりお母さんのおなかの中にいるときの成長の延長上と考えられています。この時期の成長には母乳等の栄養の影響が大きいとされています。一生のうちで最も身長が伸びる時期でもありますので、赤ちゃんに十分な栄養を与えましょう。			次に② C 期の幼児期から学童期以降では、成長ホルモンが主要な役割を果たします。この時期は比較的緩やかに身長が伸びます。よく遊び、十分に睡眠をとる。夜更かしをしないことが大切です。最後に③ P 期では、性ホルモンが加わることで成長が加速し、二次性徴期のスパートをきたします。この時期は一生のうちでも成長率が大変増加する時期となります。しかし、この時期を終えると骨端の閉鎖が起こり、これ以降は身長の伸びが鈍化します。 学童期に身長が低い、成長速度が小さい等の心配があれば、お気軽にご相談ください。成長曲線を作成して、スクリーニング検査を行います。ホルモンの異常等が疑われれば、成長ホルモン負荷試験を行います（負荷試験は、間隔を空けて何度か行う場合があります。一度受けて治療の適応がないと判断された方でも心配な場合はご相談ください）。成長ホルモンの治療適応があれば、週一回の治療を行います。 反対に、学童期に急激に身長が伸びる場合も注意が必要です。二次性徴のスパートが通常の年齢よりも早く来てしまった可能性があるからです。つまり、本来思春期に起こることが幼児期から学童期のうちに来てしまった可能性があるわけです。この場合は思春期早発症といって、最終的に低身長になってしまうことがあります。女兒に多いので注意が必要です。診断と治療に際しては成長曲線を作成し、採血等のスクリーニング検査のほか、必要に応じて内分泌学的検査等を行っています。診断がつけば4週間ごとの治療で抑えることができますので、ご相談ください。

休日・夜間の急病のときは…

▶本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所

☎ 23- 3 3 2 2

本庄市保健センター内で、内科系の比較的症状が軽く、入院の必要がない方の診療を行います。

※診療以外に関する問い合わせ・電話相談はご遠慮ください。

▶診療日と受付時間

◆日曜・休日・年末年始（12/30 ～ 1/ 3）

①午前9時～正午、②午後1時～4時、③午後7時～9時45分

※①②では発熱外来を行っていますが、時間内で診療できる人数には限りがあります。

◆平日木曜日夜間 午後8時～9時45分

▶用意 健康保険証

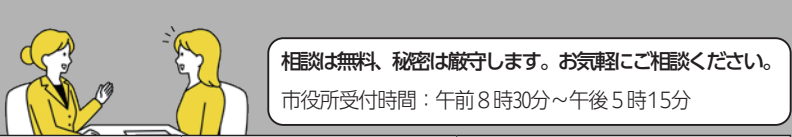
▶在宅当番医療機関 ▶診療時間 午前9時～正午

6月2日(日)	あたご山クリニック	中央1丁目	☎ 22- 8 7 3 3
6月9日(日)	本庄皮膚科医院	銀座3丁目	☎ 22- 3 2 3 3
6月16日(日)	したら眼科クリニック	上里町金久保	☎ 33- 8 3 3 3
6月23日(日)	関根内科外科医院	神川町新里	☎ 77- 7 6 6 7
6月30日(日)	はにぼんクリニック	東台4丁目	☎ 22- 3 5 9 6
7月7日(日)	千田医院	美里町根本	☎ 76- 0 0 4 1

※受診の際は、事前の電話連絡をお願いします。

※6月2日(日)のあたご山クリニックの耳鼻咽喉科の診療は、県事業により午後5時まで実施します。

市民相談（6月～7月）



相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

市役所受付時間：午前8時30分～午後5時15分

相 談 名	相 談 日 時 など		会 場	問 い 合 わ せ
行 政	6月20日(木)・7月18日(木) 午後1時～4時		市役所1階 市民相談室	市民課 ☎25- 1 1 1 3 ☎25- 1 1 1 2
法 律	6月5日(水)・12日(水)・19日(水)・26日(水) 午後1時～4時 ◎7月の相談日		- 各種相談は予約制 7月の相談予約は、6月20日(木)から受付開始します（先着順。受付開始日は電話予約のみ）。 - 同月に同じ相談を複数申し込みすることはできません。	各種相談日 ※休日等により、変更になる場合があります。 ●行政相談 毎月第3木曜日 ●法律相談 ・弁 護 士 毎月第1・2水曜日 ※奇数月第4木曜日（児玉会場） ・司法書士 毎月第3・4水曜日 （労働法律相談のある月は第4水曜日のみ） ●労働法律相談（弁護士） 5・8・11・2月の第3水曜日 ●不動産相談 毎月第2金曜日 ●年金・労働相談 偶数月第2木曜日 ●税務相談 毎月第2火曜日
	弁護士による相談	7月3日(水)・10日(水)・25日(木) 午後1時～4時 定員＝各6名（先着順） ※25日の会場は、アスパアこだま1階相談室		
	司法書士による相談	7月17日(水)・24日(水) 午後1時～4時 定員＝各6名（先着順）		
労 働 法 律	6月・7月の相談はお休みです。			
不 動 産	6月14日(金)・7月12日(金) 午後1時～4時 相談員＝宅地建物取引士			
年金・労働	6月13日(木) 午後1時～4時 相談員＝社会保険労務士			
税 務	6月11日(火)・7月9日(火) 午後1時～4時 相談員＝税理士			
消 費 生 活	毎週月・水・木・金曜日（休日を除く） 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分		市役所4階 商工観光課	商工観光課 ☎25- 1 1 7 5
	毎週火・金曜日（休日を除く） 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分		上里町役場2階 産業振興課	上里町役場産業振興課 ☎35- 1 2 3 2
人 権	6月3日(月)・25日(火)・7月23日(火) 午後1時～4時		市役所1階市民相談室	市民活動推進課
	6月3日(月)・11日(火)・7月9日(火) 午後1時～4時		アスパアこだま2階 会議室B	☎25- 1 1 1 8
DV・女性	毎週月～金曜日（休日を除く）午前8時30分～午後5時15分		市役所3階 市民活動推進課	市民活動推進課 ☎25- 1 1 4 4
家 庭 児 童	毎週月～金曜日（休日を除く）午前9時～午後4時		市役所2階 ども家庭センター	こども家庭センター ☎25- 1 1 2 9(家庭児童相談室)
教 育 (不登校等)	毎週月～金曜日（休日を除く）午前9時30分～午後2時45分		ふれあい教室（早稲田大学本庄キャンパス90-3号館）	教育支援センター ☎080-8474-2091
教 育 (いじめ等)	毎週水曜日（休日を除く）電話相談：午後1時30分～5時 ※面談による相談は、電話相談の時間内に事前予約受付		はにぼんプラザ	子どもの心の相談員 ☎080-8494-1609
ひきこもり相談	毎週月曜日（休日を除く）午前9時～午後5時		市役所1階生活支援課	生活支援課 ☎25- 1 1 9 7
心 配 ご と	6月10日(月)・24日(月)・7月8日(月)・22日(月) 午後1時～4時（受付は午後3時30分まで） ※相談時間中のご連絡は、☎21- 8 9 7 6へ		はにぼんプラザ2階 活動室C	本庄市社会福祉協議会 ☎24- 2 7 5 5
	6月3日(月)・7月1日(月) 午後1時～4時（受付は午後3時30分まで）		アスパアこだま1階 会議室	本庄市社会福祉協議会児玉支所 ☎73- 1 2 3 7
成 年 後 見	成年後見相談員、アドバイザー（弁護士・司法書士）による相談 6月11日(火)・25日(火)・7月9日(火)・23日(火) 午後1時～4時 ※前月初日（休日を除く）から先着順で当日午後2時まで受付（受付開始日は電話予約のみ）		はにぼんプラザ2階 活動室C	本庄市成年後見サポートセンター 本庄市社会福祉協議会 ☎24- 2 7 5 5
	成年後見サポートセンター職員による相談（電話・面談） 毎週月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分		はにぼんプラザ2階 本庄市社会福祉協議会	
高 齢 者 談 話	休日を除く月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※各地域包括支援センターが担当する地域は、おおむね中学校区域		本庄西地域包括支援センター 本庄市社会福祉協議会（銀座1-1-1）	☎22-7 0 8 8
			本庄東地域包括支援センター 安誠園（本庄3-1-21）	☎22-6 2 6 2
			本庄南地域包括支援センター シャローム（今井1251-1）	☎23-9 5 8 0
			児玉地域包括支援センター（児玉町金屋1302-1）	☎73-1 5 4 5
若者就労相談（15歳～49歳）	毎週月～金曜日、第4土曜日（休日を除く） 午前9時～午後5時に事前予約		深谷若者サポートステーション（深谷市西島4-2-61 ウェストビル2階）	☎048-577-4727

※感染症の拡大を防止するため、中止となる場合がありますのでご了承ください。